

2024年8月23日

青森労働局長
井嶋 俊幸 様青森県労働組合総連合
議長 奥村 榮
青森市大野字若宮 165-19
電話 017-762-6234

2024年青森地方最低賃金の改正意見に対する異議申出書

青森地方最低賃金審議会は8月9日、青森県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額898円を55円引き上げて953円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に5円をプラスするとの結論は極めて意義深いと考えます。

私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。審議会が「目安に上積み」し、政府への要望として「中小企業・小規模事業者への支援を求める」答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額55円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も不十分と言わざるを得ません。青森県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額953円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合でも、月額165,631円(953円×173.8時間)、年額1,987,572円(月額×12月)です。青森県の毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月)の総実労働時間(規模5人以上)143.8時間では、月額137,041円、年額1,644,492円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難が大きく、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、コロナ禍のもとでも、物価高騰のもとでも最低賃金が大幅に引き上げられています。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

専門部会の金額審議では、最賃近傍の労働者や女性、パート労働者の生活改善に配慮した検討がなされていることに理解と敬意を表するものですが、さらになお、最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。そうした観点からの改定について、今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランク同額でした。格差解消ともなりません。Cランク地方を中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。青森地方最低賃金審議会は目安に5円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、これでもなお、東京は1,163円、青森は953円、依然210円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額210円もの格差が生じる、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。格差解消が必要です。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられています。しかし、全国で答申が出されていますが、8月21日現在、加重平均を超えているのは7都府県のみ、1,000円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地域の労働者にしか適用されません。こうした事実を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中

中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」(マーケット・バスケット方式)によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。青森県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用(軽自動車所有)は、税・社会保険料等込み月額249,534円必要で、2016年当時よりも15.53%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,436円、150時間(年1800時間)だと1,664円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します[別紙資料添付「最低生計費試算調査の2022年改定結果」]。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです。

中央最低賃金審議会公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については労使共通の認識」であり、「官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望」するとし、各種助成金の制度改善と活用促進、下請法の執行強化と法改

正の検討を求めるなど、積極的姿勢を打ち出されています。

全国労働組合総連合では、中小企業をとりまく環境などもふまえ、中小企業支援策をとりまとめ「全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」を取りまとめています。私たちは、中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に「助成金を支給」するほか、大きな負担となっている「社会保険料の減免」を行うことが必要と考えます。最低賃金の改善は、中小企業支援をセットで行うことが必要との観点から答申の政府要望2点の業務改善助成金等の改善、公正取引の執行強化・周知徹底に加え、中小企業を直接支援する施策を国に求めていただきますようお願いいたします。

審議会が地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。ぜひとも、この考え方も審議会としても答申書に明記され、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思っております。

(5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計(6月)」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。春闘での賃上げと夏の一時金が高水準であった事が大きな要因とされています。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。13か月連続前年同期を下回っていましたが、本年4月にプラスに転じたものの、5月にはまた下回り2か月連続となったものです。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。総務省の家計調査では、携帯電話の通信料や果物・生鮮野菜などへの出費が減少しているとしています。節約傾向が強いことが強調されています。「家計の節約志向はまだ強く、貯蓄に回す傾向が続いている」と述べていますが、最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。これは社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「青森で働きたい」「青森で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって、憲法25条(生存権)を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

最低生計費試算調査（2016年実施）の2022年版改定結果（青森県抜粋）

全労連東北地方協議会・青森県労連（2023年4月公表）

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）居住という条件で試算				
都道府県名	青森県			
自治体名	青森市			
最賃ランク	D			
調査実施年／改定年	2016年		2022年	
	軽自動車所有		小型自動車所有	
消費支出	162,589	179,522	182,659	
食費	39,977	46,583	46,583	
住居費	26,000	33,000	33,000	
光熱・水道	8,076	10,496	10,496	
家具・家事用品	3,664	4,066	4,066	
被服・履物	6,514	6,885	6,885	
保健医療費	2,596	2,604	2,604	
交通・通信	38,342	36,150	39,288	
教育	0	0	0	
教養娯楽	17,950	19,599	19,599	
理美容費	3,886	3,993	3,993	
身の回り用品	434	494	494	
その他	15,150	15,650	15,650	
非消費支出	37,294	52,112	52,112	
予備費	16,200	17,900	18,200	
最低生計費	税等抜き 月額	178,789	197,422	200,859
	税等込み 月額	216,083	249,534	252,971
	税等込み 年額	2,592,996	2,994,406	3,035,653
	必要最低賃金額（173.8時間 換算）	1,243	1,436	1,456
必要最低賃金額（150時間換 算）	1,441	1,664	1,686	
最低賃金額	695円	853円	853円	

【監修】静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授

最低生計費試算調査とは一マーケット・バスケット方式による生活費の見える化

○マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）とは、生活に必要な物資の品目を個別的に積み上げて生計費を算出する方法

長所＝「最低生活の内容が具体的に分かりやすい」 ⇨ 欠点 「食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない」

この欠点を克服するため「生活実態調査」、「持ち物財調査」、「価格調査」の実施

「生活実態調査」：計35の質問項目から成り、昼食の摂り方、外食や飲み会の費用、余暇生活、日帰り行楽や1泊以上の旅行の回数や費用、結婚式・葬式や忘新年会・歓送迎会などの交際費、自動車・バイクの必要性、家電や被服などの主な買い物場所などを尋ねている。

「持ち物財調査（手持ち財調査）」：家電・家具・寝具・日用雑貨・被服・履物など計約350の品目について、所有の有無および数量を尋ねている。

「価格調査」：それぞれの対象市において、先の二つの調査で明らかとなった対象者（世帯）の買い物先に行き、所有が認められた商品やサービスの価格（最低価格・最多価格、最高価格）を調べる。

※これらの調査結果では不明な費目（水道・光熱費や通信費、教育費など）については、総務省「全国消費実態調査（全国家計構造調査）」や文部科学省「子供の学習費調査」などの各種の統計調査結果を利用

○健康で文化的な最低限度の生活とは、ナショナルミニマム（国民的最低限）で保障されるレベルとは、生存ギリギリではなく、普通の暮らし

○試算にあたっての3つのルール

①保有率7割以上の品目を所有させる

②消費量は下から3割を基準とする

③品目や行動についての選定に、労働者の意見を採り入れる（合意形成会議）～実態生計費と理論生計費のミックス

2016年版東北地方最低生計費試算調査結果—2022年版改正点と総括

1. 消費支出の物価変動について

・2016年から2022年10月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、食費(家での食事および廃棄分)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費における会食費について

・合意形成会議において、飲み会に参加した場合、代行運転サービスを利用することを踏まえて、1回2,000円、計4,000円を上乗せすることとした。

3. 住居費について

・2022年版のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(ワンルームor1K、2階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

青森市

条件に該当するのは122件。最低は25,000円、最高は55,000円。3万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、33,000円を住居費とした。

秋田市

条件に該当するのは154件。最低は28,000円、最高は61,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

盛岡市

条件に該当するのは404件。最低は28,000円、最高は65,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、37,000円を住居費とした。

山形市

条件に該当するのは265件。最低は25,000円、最高は75,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、34,000円を住居費とした。

仙台市(太白区)

条件に該当するのは507件。最低は26,000円、最高は80,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

福島市

条件に該当するのは200件。最低は27,000円、最高は75,000円。3～4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、36,000円を住居費とした。

4. 日帰り行楽について

・2016年版では、日帰り行楽について頻度が年に4回で1回あたり費用が5,000円であったが、2022年の合意形成会議にて頻度を3か月に1回、1回あたりの費用を10,000円とした。

5. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について

・近年、アマゾンプライムやNetflix等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2022年の合意形成会議にて加入することを想定し、月額1,000円を計上した。なお、これに伴い、書籍費を削除することとした。

6. 自治会費（町内会費）

・2016年版では、自治会には加入していないものとして算定しなかったが、2022年の合意形成会議にて加入したほうがよいとの意見が多く、新たに算定した（月300円）。

7. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年）の結果に基づいて、各都市における若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定した。

（資料）令和3年「賃金構造基本統計調査」

区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数
北海道	27.5	4.3	164	11	250.2	224.7	596.6	8993
青森	27.5	4.9	164	11	230.7	210.3	526.1	1677
岩手	27.5	5	164	14	238.8	214.4	540.3	2078
宮城	27.5	4.7	165	13	258.6	231.2	618.2	5001
秋田	27.5	5	167	10	230.9	211.3	506.5	1447
山形	27.5	5	166	12	241.2	216.4	522.8	2139
福島	27.4	5.1	167	14	249.4	222.2	569.1	3717

年収設定

青森	月収 21.0 万円×14 か月、	年収 294 万円
岩手	21.4 万円×14 か月、	300 万円
宮城	23.1 万円×14 か月、	323 万円
秋田	21.1 万円×14 か月、	295 万円
山形	21.6 万円×14 か月、	302 万円
福島	22.2 万円×14 か月、	310 万円

5. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2022年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

青森市版

1) 所得税

4月分の給与を210,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980円。これにボーナスに対する分（月額1,429円）を加算すると、5,409円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=294万円÷4×2.8-8万円=1,978,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=1,978,000円-(448,149円+43万円)=1,099,851円

市民税（税率6%）は、

1,099,851円×6%≒65,991円

県民税（同4%）は、

1,099,851円×4%≒43,994円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、65,991円-1,500円≒64,400円

県民税は、43,994円-1,000円≒42,900円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	1,500円

したがって、住民税額（年額）は、64,400円+42,900円+3,500円+1,500円=112,300円となり、1か月当たりでは9,358円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ (青森県) 保険料率 10.03% (うち労働者分=5.015%)

→標準報酬月額 220,000 円では、11,033 円が本人負担分

③雇用保険料率 (失業給付分) =1.35% (うち労働者分=0.5%)

→月収を 210,000 円とすると、1,050 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+11,033 円+1,050 円=32,213 円となり、×12 ヶ月分=386,556 円となる。

これにボーナス分 61,593 円を加えると 448,149 円となる (月あたり 37,345 円)。

秋田市版

1) 所得税

4 月分の給与を 211,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980 円。これにボーナスに対する分 (月額 1,436 円) を加算すると、5,416 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方 (県民税=4%、市民税=6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円~360 万円未満のため、

給与所得=295 万円÷4×2.8-8 万円=1,985,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=1,985,000 円-(452,176 円+43 万円)=1,102,824 円

市民税 (税率 6%) は、

1,102,824 円×6%≒66,169 円

県民税 (同 4%) は、

1,102,824 円×4%≒44,112 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、66,169 円-1,500 円≒64,600 円

県民税は、44,112 円-1,000 円≒43,100 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,300 円

したがって、住民税額 (年額) は、64,600 円+43,100 円+3,500 円+2,300 円=113,500 円となり、1 か月当たりでは 9,458 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ (秋田県) 保険料率 10.27% (うち労働者分=5.135%)

→標準報酬月額 220,000 円では、11,297 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 211,000 円とすると、1,055 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+11,297 円+1,055 円=32,482 円となり、×12 ヶ月分=389,784 円となる。

これにボーナス分 62,392 円を加えると 452,176 円となる（月あたり 37,681 円）。

盛岡市版

1) 所得税

4 月分の給与を 214,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,120 円。これにボーナスに対する分（月額 1,456 円）を加算すると、5,576 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得=300 万円÷4×2.8-8 万円=2,020,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,020,000 円-(447,721 円+43 万円)=1,142,279 円

市民税（税率 6%）は、

1,142,279 円×6%≒68,536 円

県民税（同 4%）は、

1,142,279 円×4%≒45,691 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、68,536 円-1,500 円≒67,000 円

県民税は、45,691 円-1,000 円≒44,600 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,500 円

したがって、住民税額（年額）は、67,000 円+44,600 円+3,500 円+2,500 円=117,600 円となり、1 か月当たりでは 9,800 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率 9.91%（うち労働者分=4.955%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,901 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 214,000 円とすると、1,070 円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+10,901円+1,070円=32,101円となり、×12ヶ月分=385,212円となる。

これにボーナス分62,509円を加えると447,721円となる（月あたり37,310円）。

山形市版

1) 所得税

4月分の給与を216,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,200円。これにボーナスに対する分（月額1,470円）を加算すると、5,670円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=302万円÷4×2.8-8万円=2,034,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,034,000円-(449,654円+43万円)=1,154,346円

市民税（税率6%）は、

1,154,346円×6%≒69,260円

県民税（同4%）は、

1,154,346円×4%≒46,173円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、69,260円-1,500円≒67,700円

県民税は、45,693円-1,000円≒44,693円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,700円+44,693円+3,500円+2,500円=118,393円となり、1か月当たりでは9,866円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（山形県）保険料率9.99%（うち労働者分=4.995%）

→標準報酬月額220,000円では、10,989円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を216,000円とすると、1,080円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+10,989円+1,080円=32,199円となり、×12ヶ月分=386,388円となる。

これにボーナス分63,266円を加えると449,654円となる（月あたり37,471円）。

仙台市版

1) 所得税

4月分の給与を231,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,630円。これにボーナスに対する分(月額1,572円)を加算すると、6,202円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(県民税=2%、市民税=8%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円~360万円未満のため、

給与所得=323万円 \div 4 \times 2.8-8万円=2,181,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,181,000円-(492,070円+43万円)=1,258,930円

市民税(税率8%)は、

1,258,930円 \times 8% \approx 100,714円

県民税(同2%)は、

1,258,930円 \times 2% \approx 25,178円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、100,714円-1,500円 \approx 99,200円

県民税は、25,178円-1,000円 \approx 24,100円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,700円

したがって、住民税額(年額)は、99,200円+24,100円+3,500円+2,700円=129,500円となり、1か月当たりでは10,791円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円が本人負担分

②協会けんぽ(宮城県)保険料率10.18%(うち労働者分=5.09%)

→標準報酬月額220,000円では、12,216円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.35%(うち労働者分=0.5%)

→月収を231,000円とすると、1,155円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960円+12,216円+1,155円=35,331円となり、 \times 12ヶ月分=423,972円となる。

これにボーナス分68,098円を加えると492,070円となる(月あたり41,005円)。

福島市版

1) 所得税

4月分の給与を222,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,410円。これにボーナスに対する分(月額1,511円)を加算すると、5,921円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(県民税=4%、市民税=6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円~360万円未満のため、

給与所得=310万円÷4×2.8-8万円=2,090,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,090,000円-(446,529円+43万円)=1,213,471円

市民税(税率6%)は、

1,213,471円×6%≒72,808円

県民税(同4%)は、

1,213,471円×4%≒48,538円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、72,808円-1,500円≒71,300円

県民税は、48,538円-1,000円≒47,500円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額(年額)は、71,300円+47,500円+3,500円+2,500円=124,800円となり、1か月当たりでは10,400円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ(福島県)保険料率9.65%(うち労働者分=4.825%)

→標準報酬月額220,000円では、10,615円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.35%(うち労働者分=0.5%)

→月収を222,000円とすると、1,110円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+10,615円+1,110円=31,855円となり、×12ヶ月分=382,260円となる。

これにボーナス分64,269円を加えると446,529円となる(月あたり37,210円)。

【軽自動車所有版】

(追加) 自動車関係費について

2016年の試算では、小型自動車所有を想定した。いっぽう税金等を考慮すると軽自動車所有のほうが費用が低くなるのが、他の地域における試算で明らかになっている。今回は軽自動車所有を想定した試算も行った。試算の内訳は以下のとおりとなる。

自動車関係費：軽乗用車
(東北地方共通)

費 目	金額(円)	備考	6年間の 金額 (円)	1カ月当 たりの額 (円)
車両価格(車検基本料込み)	650,000		650,000	9,028
税・保険料(①～⑥)の計	129,715		453,290	6,296
①消費税(10%、取得時)	65,000		65,000	—
②軽自動車税(毎年)	10,800		64,800	—
③重量税(1年分)	3,300	2年分6,600円の1/2	19,800	—
④自賠責保険料(1年分)	9,865	2年分19,730円の1/2	59,190	—
⑤任意保険料(年額)	40,750		244,500	—
整備費用(⑥～⑩)の計			272,976	3,791
⑥車検(2年ごと)	15,000	6年間で2回	30,000	—
⑦上記の消費税(10%)	1,500	同上	3,000	—
⑧印紙代	1,400	同上	2,800	—
⑨部品・消耗品の交換費用	*詳細は下表を参照		215,614	—
⑩上記の消費税(10%)			21,561	—
駐車場代(月額)	3,000		—	3,000
ガソリン代(月額)	8,900		—	8,900
合 計				31,015

注1)7年落ち(2016年に初回登録、6万km走行)の中古軽乗用車(660cc)を購入後6年使用する(車検直前に手放す)。

2)Webサイトで条件に合ったのは140台で、価格(車両本体)の最低が30万円、最高が169万円、安い方から3割程度の価格は65万円(消費税抜き)。2022年10月調査。

3)消費税率は10%で不変とした。

4)任意保険の契約内容は、対人賠償無制限、対物賠償無制限、免責金額=車対車免ゼロ、搭乗者傷害=1,000万円、16等級とした。

部品・消耗品の交換費用

費 目	交換時期	部品代 (円)	工賃 (円)	交換回数 /6年	6年間の 金額 (円)
エンジンオイル	10,000 kmごと	2,420	599	5	15,096
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,294	839	5	10,667
バッテリー交換	4年間に1回	7,168	599	2	15,536
冷却水交換	10万kmごと	5,550	2,398	1	7,948
スパークプラグ	5万kmごと	623	599	1	1,222
ヘッドライトバルブ	切れたら	2,775	599	1	3,374
タイヤ交換	4万kmごと	17,822	4,795	1	22,617
スタッドレスタイヤ	3年ごと	32,412	6,993	2	78,810
冬用ワイパー	消耗したら	11,100	0	1	11,100
ブレーキフルード	車検時	2,254	3,596	2	11,702
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,672	7,193	1	14,865
リアブレーキシュー	40,000 kmごと	4,040	4,429	1	8,469
ワイパーブレードラバー	年1回	2,398	444	5	14,208
合 計					215,614

注1) 部品・消耗品の交換費用については、整備工場2社に問い合わせ設定した。

2) 部品交換時に12カ月点検を含むものとした。

3) 購入後6年間の走行距離を58,254kmとし、以下のようにして算定した。

上表(自動車関係費)の月額ガソリン代(8,900円)を2022年10月時点のガソリン価格(165円/l)で除したものに、燃費(軽乗用車:15km/l)を乗じ、それを12倍することによって1年間の走行距離(9,709km)を算定し、これを6倍した。

2022年改定の総括

春闘では労働組合の要求への満額回答が相次ぎ、23年の賃上げ率は30年ぶりの高水準が期待される。しかし、2021年後半から始まる物価高騰は国民・労働者の生活を直撃しており、この物価高騰を埋め合わせるほどに賃上げ水準は達していないのが実際である。つまり、実質的には賃金は下落しているのである。

今回、2016年に試算を行った最低生計費について、今回の物価高騰だけでなく、2019年の消費増税等も加味して、再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税等抜きで月額18~19万円に達することが分かった。今回の2022年版の最低生計費を2016年版と比較すると、青森県で15.5%、秋田県で16.9%、岩手県で12.8%、山形県で14.7%、宮城県で17.6%、福島県で15.0%、それぞれ上昇している。

【軽自動車所有版】

これは生計費が上昇した分だけ(賃金が上がっていないとすれば)、暮らしにくくなったことを意味する。昨年10月に最低賃金額は3.3%引き上げられたが、物価高騰はその後も継続しており、さらなる最賃改定が望まれる。8時間働いて普通に生活するためには、時給額は少なくとも1500円必要であり、この金額に地域差がないことが、今回の最試算によって改めて明白になったのである。

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
家での食事	25,317	25,937	25,944	25,337	25,929	26,140
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廃棄分	1,266	1,298	1,297	1,268	1,297	1,302
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
家賃	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
光熱・水道	10,496	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903
家具・家事用品	4,066	3,841	4,932	4,321	4,150	3,893
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,951	1,317	1,904	1,674	1,466	1,695
室内装備品	118	121	209	198	140	184
寝具類	632	683	831	548	675	378
家事雑貨	587	1,030	993	1,088	922	654
家事用消耗品	779	689	994	813	947	981
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
被服・履物	6,610	6,626	6,869	5,856	7,434	6,231
洗濯代	275	275	275	275	275	275
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
交通費(自動車関係費)	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015
通信費	5,135	5,099	5,042	5,007	5,088	5,219
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
教養娯楽耐久財	5,041	5,728	5,430	4,531	4,954	5,238
書籍	0	0	0	0	0	0
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
NHK受信料等	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
理美容費	3,993	3,726	3,413	4,723	3,582	3,536
理美容用品	2,002	1,664	1,407	2,790	1,616	1,629
理美容サービス	1,992	2,062	2,007	1,932	1,966	1,907
身の回り用品	494	686	1,002	1,264	815	816
その他	15,650	15,660	15,690	15,710	15,860	15,770
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
自治会費	300	300	300	300	300	300
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
その他会費	250	250	250	250	250	250
組合費	2,100	2,110	2,140	2,160	2,310	2,220
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531
所得税	5,409	5,416	5,576	5,670	6,202	5,921
住民税	9,358	9,458	9,800	9,900	10,791	10,400
社会保険料	37,345	37,681	37,310	37,471	41,005	37,210
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300
最低生計費						
税等抜き月額	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
税等込み月額	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344
税等込み年額	2,994,406	3,042,961	3,096,033	3,030,793	3,120,074	3,064,130
必要最低賃金額(173.8時間換算)	1,436	1,459	1,484	1,453	1,496	1,469
必要最低賃金額(150時間換算)	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702
最低賃金額(2023円)	853円	853円	854円	854円	883円	858円

2024年 8月 23日

青森労働局長
井嶋 俊幸 様

青森県医療労働組合連合会
執行委員長 秋元 春美
青森市長島 2-10-17 TEL 017-718-1530

2024年度青森県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月9日、青森地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を55円引き上げ、953円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そして、そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけなど運動をすすめてきたところです。

こうしたなか、政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しましたが、今年の診療報酬及び介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策は、前回（22年10月）から実施しているものと同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、医療・介護・福祉職場に差別と分断を持ち込む内容でした。また、十分な補償制度もなく、長引く物価高の影響も重なるなか、ただでさえ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしはかつてなく深刻であり、ここの改善なくして医療・介護・福祉職場は成り立ちません。人材の確保・定着、離職防止の観点からも答申された金額への上積みは急務と考えます。

については、今年度の青森県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議をおこない、改定額に反映させていただくよう強く要望いたします。

記

1. 全国で取り組んだ「最低生計費試算調査」の結果から、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしてきました。
2. 医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、再審議のうえ上積みを求めます。最低生計費の視点から少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2024年8月23日

青森労働局長
井嶋 俊幸 様

青森地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

青森県地域一般労働組合（ひだまりユニオン）
執行委員 竹浪協子

【異議の内容】

まず、最低賃金を目安より 5 円高く答申して下さったことには敬意と感謝を申し上げます。しかしそれでも実際の物価高騰には遠く追いつかない状況です。物価は概ね 20% くらい上がっています。これまでの最低賃金である時給 898 円の 20% 相当は ¥179 です。これくらい上がらないと私達の生活は、物価高騰に追いついていきません。何卒、再審議してくださいませようお願い致します。

【異議の理由】

生活者の実感として、スーパーで食料品と生活用品を買うと、予想したより 20% くらい値上がりしていると感じます。青森地方最低賃金審議会第 1 回に配布された資料の 14 ページに消費者物価指数が掲載されていましたが、「食料」で 2018 年に 97.8 だった指数は、2023 年 9 月には 114.8 になっていて、17 ポイントの上昇は肌感覚に合っています。

私達は、元々非正規労働、パート、アルバイトが多いので、低所得であり、高いものは買いません。買っているのは、専ら食料品と生活用品です。物価高騰について、車や住宅なども含めた全体ではなく、食料品や生活用品に限った値上がり幅をみてください。そこそ、最低賃金に近い賃金で働く労働者の生活にダイレクトに影響している物価の変化なのです。

物価高騰は、この先も止まりそうにありません。消費者物価指数は、前年同月比で 2.8% 上がっているのです。この先も毎年このくらい上昇するのでしょうか。私達は、生活していけるか、やっていけなくなるのではないかと心配でなりません。

最低賃金は、これ以下はないという賃金です。最低賃金に近い賃金で働く人の割合は、30% を超えているという調査結果があります。青森でも同率と考えれば、県内で働いている労働者の 3 割近い人たちに影響する事案です。全国の答申が出そろって、目安額を大きく上回る答申を出した県も多くあることがわかりました。物価高騰や春闘の賃上げに加え、隣県に働き手を奪われまいという危機感からと時事通信が報じています。島根は目安額より 8 円、愛媛では 9 円も上積みしています。青森でも何卒ご再考いただき、1 円でも上積みしていただけますようお願い致します。

以上



2024年 8月 26日

青森労働局
井嶋 俊幸 様

全国福祉保育労働組合 青森支部
執行委員長 三上 千幸

青森地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

<異議の内容>

最低賃金の検討をして頂き、目安より5円引き上げ55円の賃上げをして頂いた事に感謝申し上げます。しかしながら青森県の最低賃金が953円であることに對し、再審議をして頂きたく異議の申し立てをさせていただきます。

<異議の理由>

私達福祉保育労働組合は、2022年 2月に政府が打ち出したケア労働者賃金上げが緊急経済対策として行われた手当てに對し「9千円では足りません」と訴えてきました。手当ては、給付が無くなれば支給がなくなります。私たちが求めているのは基本給の引き上げです。保育や介護、障害福祉などの福祉職員は、いのちを守り社会を支える役割を果たしていますが、政府の統計でも、その賃金水準は全産業平均の4分の3となっています。

2023年 10月からは「福祉職員の最低賃金を1500円以上にして、職員配置基準を引き上げてください」を国会請願署名とした取組みを開始しました。この署名に對し、私たち青森支部では555筆集めることが出来ました。この取組みと並行し、青森県内の福祉施設の状況を伝えるべく県との懇談を要請。弘前市内の施設に要請書の協力を求めると8施設からの協力の回答がありました。どこにも共通するのは、給料が安い事での離職や若者の県外流失が後を絶たず、職員の確保が難しいという声でした。かつてない物価高騰もあり、青森県は物価が安いというのはいもう通じません。都市部との最低賃金の格差がある事で、人の流失を押さえることは難しく、青森県の福祉職員が不足すれば、預け先のない子どもや、老人が多くなり自宅でケアをしなくてはなりません。そうなれば働く機会が奪われ、収入がない人も増え、経済が回らなくなることも予想されます。または少子化をさらに加速させることになりかねません。職員一人一人の負担が増えれば、職員の疲労感から利用する人の安全の保障が難しくなる事や、虐待問題が増えないとも限りません。どちらも安心するには、人員確保につながる人の県外流失を押さえる為、最低賃金の地域格差を解消し、全労連が実施している最低生計費調査でわかる、地域を問わず、単身の若者が十分に暮らせる額25万円になる為の賃金の保障に向け、今一度ご審議いただきまようお願い申し上げます。

